

滅菌消毒業務受託責任者、院内滅菌消毒業務受託責任者、滅菌管理士の資格更新について

平成31年1月15日

各資格の有効期限は3年間となっております(但し、期間の起算日は最初に資格を取得した年度末日)。自分の手元に有る各資格の認定書に記載の有効期限をご確認下さい。今年の3月31日で期限が満了する方で資格の更新を希望される場合は以下の手続きによって更新の申請を行って下さい。

更新手続きをしなかった場合は3月31日を以って資格は消滅しますのでご注意ください。

なお、更新はお持ちの資格(受託責任者や滅菌管理士)ごとに手続きをお願いします。

1. 資格更新申請対象者

- (1) 滅菌消毒業務受託責任者、院内滅菌消毒業務受託責任者の「修了証書」、滅菌管理士の「認定書」に記載されている有効期限が今年の3月31日となっている方で、現在お持ちの資格の有効期間内に1回以上統一継続研修を受講・修了された方
- (2) 滅菌管理士の有効期限が今年3月31日となっており、滅菌管理士資格取得後に滅菌消毒業務受託責任者或いは院内菌消毒業務受託責任者の資格を取得して、その有効期限が滅菌管理士の有効期限よりも後(平成32年3月31日またはそれ以降)の方
(滅菌管理士の有効期限を滅菌消毒業務受託責任者或いは院内菌消毒業務受託責任者の有効期限までの期間で更新します。但し資格更新手続きは必要。)

2. 資格更新申請手続き

(1) 必要書類

- ①資格更新申請書(各資格ごと)
- ②申請する資格の修了証書または認定書の写し(有効期限が今年3月31日のもの)
- ③資格有効期間内に受講した統一継続研修の受講証書の写し
但し、上記1-(2)の対象者は受託責任者の認定書の写し(有効期限が平成32年3月31日またはそれ以後となっているもの)

(2) 更新手数料

- ①第9~11回統一継続研修の受講証書の写しを提出して更新する場合
1資格あたり 3,000円(2資格同時の場合は6,000円)
- ②受託責任者の修了証書の写しを提出して滅菌管理士の資格を更新する場合
(上記1-(2)の対象者)
3,000円

3. 提出方法

(1) 日本滅菌業協会の会員会社が自社の従業員をまとめて申請する場合

- ①資格ごとの「資格更新申請書(会員会社)」
- ②申請する資格の「修了証書の写し」または「認定書の写し」
- ③資格有効期間内に受講した「統一継続研修の受講証書の写し」
- ④「受託責任者の修了証書の写し」(上記1-(2)の対象者)

以上を取りまとめて日本滅菌業協会に郵送、更新手数料は後日送付する日本滅菌業協会からの請求書により振込み

*上記②~④の写しは文字が読める程度に縮小してもかまいません、またカラーコピーにする必要はありません

(2) 日本滅菌業協会の会員会社以外の方

①資格ごとの「資格更新申請書」(貼付欄に更新手数料の振込明細書のコピーを貼付)

②申請する資格の「修了証書の写し」または「認定書の写し」

③資格有効期間内に受講した「統一継続研修の受講証書の写し」

④「受託責任者の修了証書の写し」(上記1-(2)の対象者)

以上を取りまとめて日本滅菌業協会に郵送、振込み手数料は申請者で負担願います

*上記②～④の写しは文字が読める程度に縮小してもかまいません、またカラーコピーにする必要はありません

4. 申請受付期間 (提出期限)

平成31年2月1日～28日の間 (資格有効期限満了の1ヶ月前まで)

5. 認定書の発行

資格更新の条件を充たしている事を確認の後、新たな「認定書」を郵送します。

確認や印刷の関係上発送は4月下旬になります。

6. 提出先及び更新手数料の振込先

日本滅菌業協会 事務局

住所 〒104-0061 東京都中央区銀座5-6-12 みゆきビル6階

TEL : 03-5931-7990 FAX : 03-5931-7991

更新手数料の振込先 みずほ銀行 銀座通支店 普通口座 No.2342847

口座名義 一般社団法人日本滅菌業協会

申請にはこのホームページの **資料・申込書** から「資格更新申請書 (会員会社)」又は「資格更新申請書」をダウンロードしてお使い下さい